

図 2.9 木津川流域下水道の概要図

4 下水道使用料・財政

(1) 下水道使用料の状況

本市の公共下水道使用料は、水道料金と合わせて2か月ごとに徴収しており、昭和61年（1986）3月の供用開始以来、料金改定を行っていませんでした。

しかし、汚水（下水）を処理するために必要な経費を使用料金で賄うことができておらず、安定的に下水道事業を継続することが困難な経営実態となっていました。そこで、令和2年12月に公共下水道使用料を改定し、令和3年7月1日から新料金を施行しました。

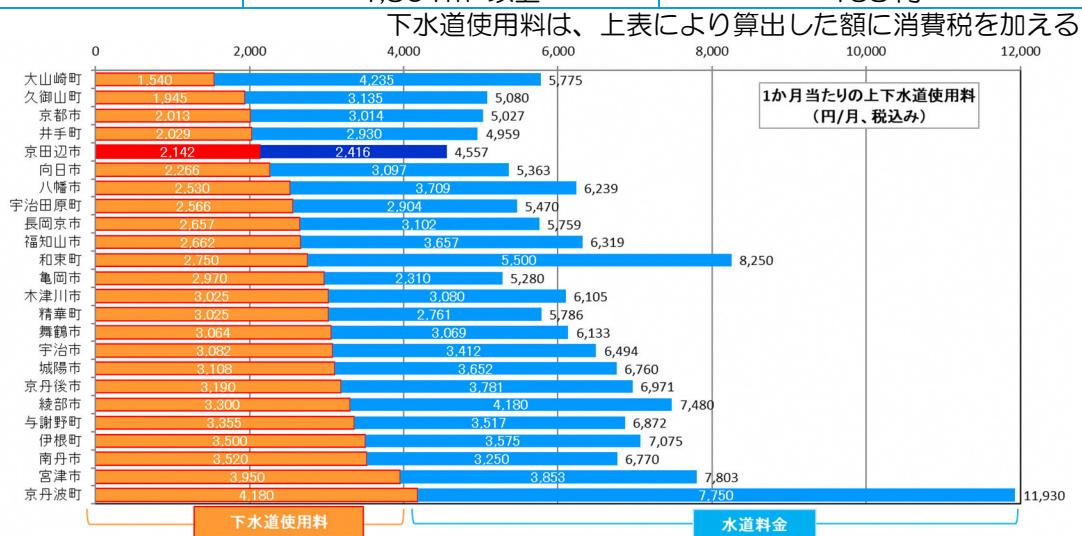
改定後の使用料体系は表2.7に示すとおりです

下水道使用料及び上水道と下水道を含めた料金（20m³ 使用した場合）は、図2.10に示すとおり、府下で安い料金となっています。年間の使用料収入は、使用料の改定により増加しています。

表 2.7 公共下水道 使用料体系（令和6年（2024）12月末現在）

（1か月単位、消費税抜き）

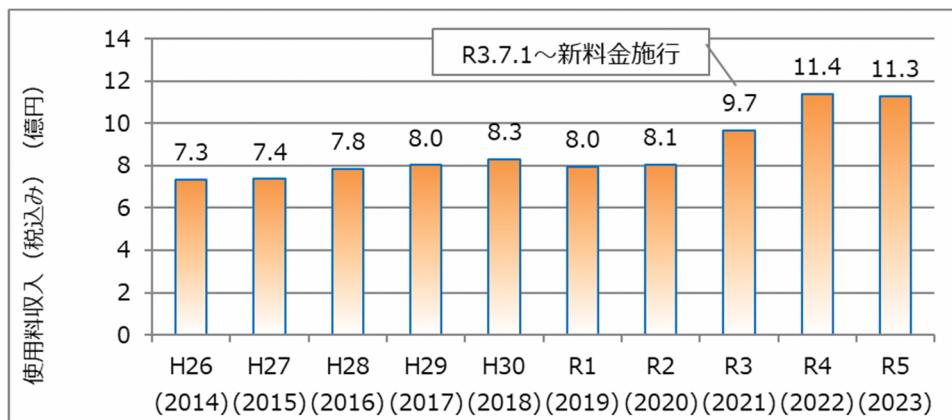
料金区分	汚水量区分	単価
基本料金	-	619円
従量料金 (1m ³ につき)	1~8m ³	22円
	9~20m ³	96円
	21~30m ³	106円
	31~100m ³	120円
	101~1,000m ³	134円
	1,001~1,500m ³	149円
	1,501m ³ 以上	158円



※水道管の引込口径20mm、1か月20m³使用した場合（令和6年12月1日現在）

（出典）各市町 HP より算出

図 2.10 府内市町の下水道使用料及び水道料金の状況



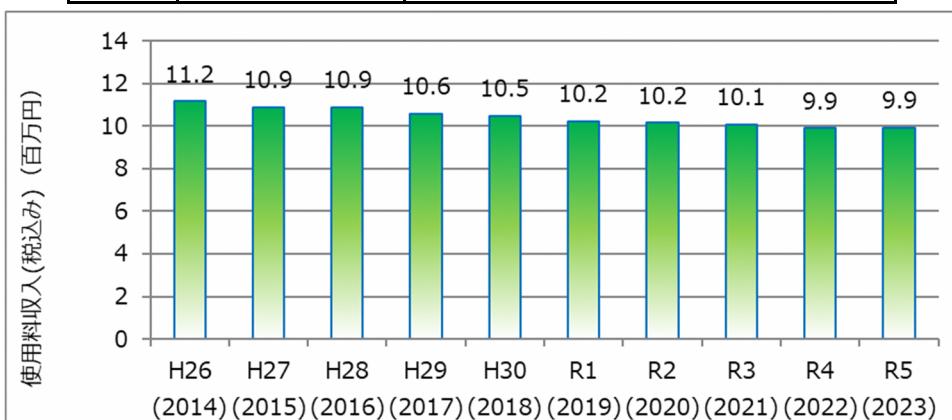
(出典) 地方公営企業決算統計調査

図 2.11 公共下水道 使用料収入(税込み)の推移

また、農業集落排水使用料についても、供用開始以来、料金改定を行っておらず、令和6年(2024)12月末現在の使用料体系は表2.8に示すとおりとなっています。年間の使用料収入は、図2.12に示すとおり、水洗化人口の減少とともに減少しています。

表 2.8 農業集落排水処理施設 使用料体系(令和6年(2024)12月末現在)
(1か月単位、消費税込み)

農業集落排水処理施設 使用料体系(令和6年(2024)12月末現在)			
一般用	基本料	1戸あたり	2,500 円
	人員割料	1人あたり	600 円
	適用範囲	一般世帯	
業務用	基本料	1事業所あたり	2,500 円
	人員割料	換算処理人員 1人あたり	600 円
	適用範囲	事業所、事務所、集会施設等	



(出典) 地方公営企業決算統計調査

図 2.12 農業集落排水処理施設 使用料収入の推移

(2) 財政収支の状況

①下水道事業会計の概要

本市の下水道事業（公共下水道・農業集落排水事業）の会計は、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図るために、平成30年度（2018）から地方公営企業法を適用し、それまでの官庁会計から公営企業会計に移行しました。

下水道事業会計は、収益的収支と資本的収支という2つの会計からなります。収益的収支は1年間の経常的な営業活動に伴って発生する収益と費用を整理したものです。資本的収支は、長期的な事業活動に必要な支出（建設改良費用等）と収入（その財源）を整理したものであり、収益的収支で生まれた減価償却費は内部留保資金として貯えられ、資本的収支の不足額に充当されます（図2.13参照）。

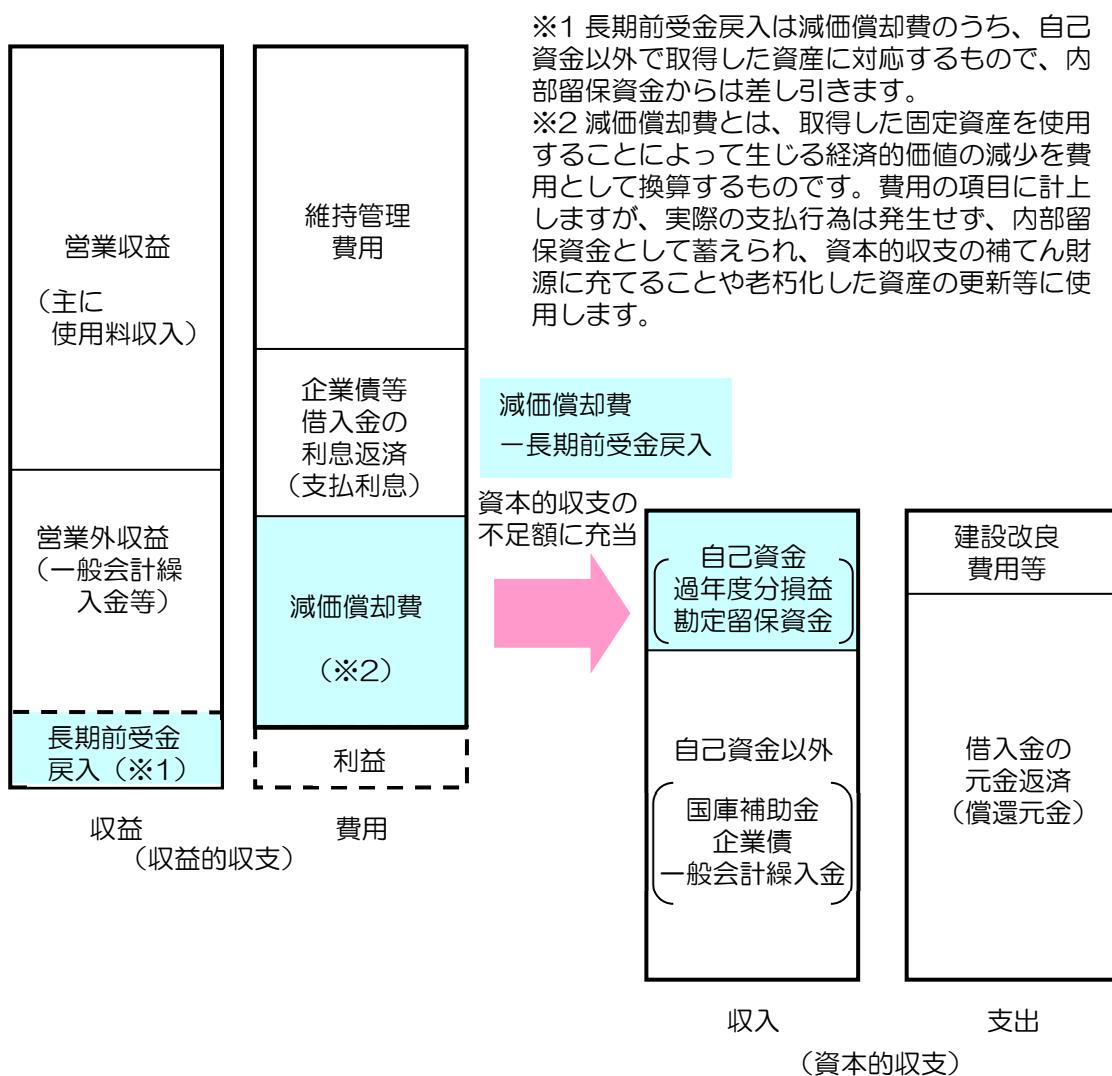


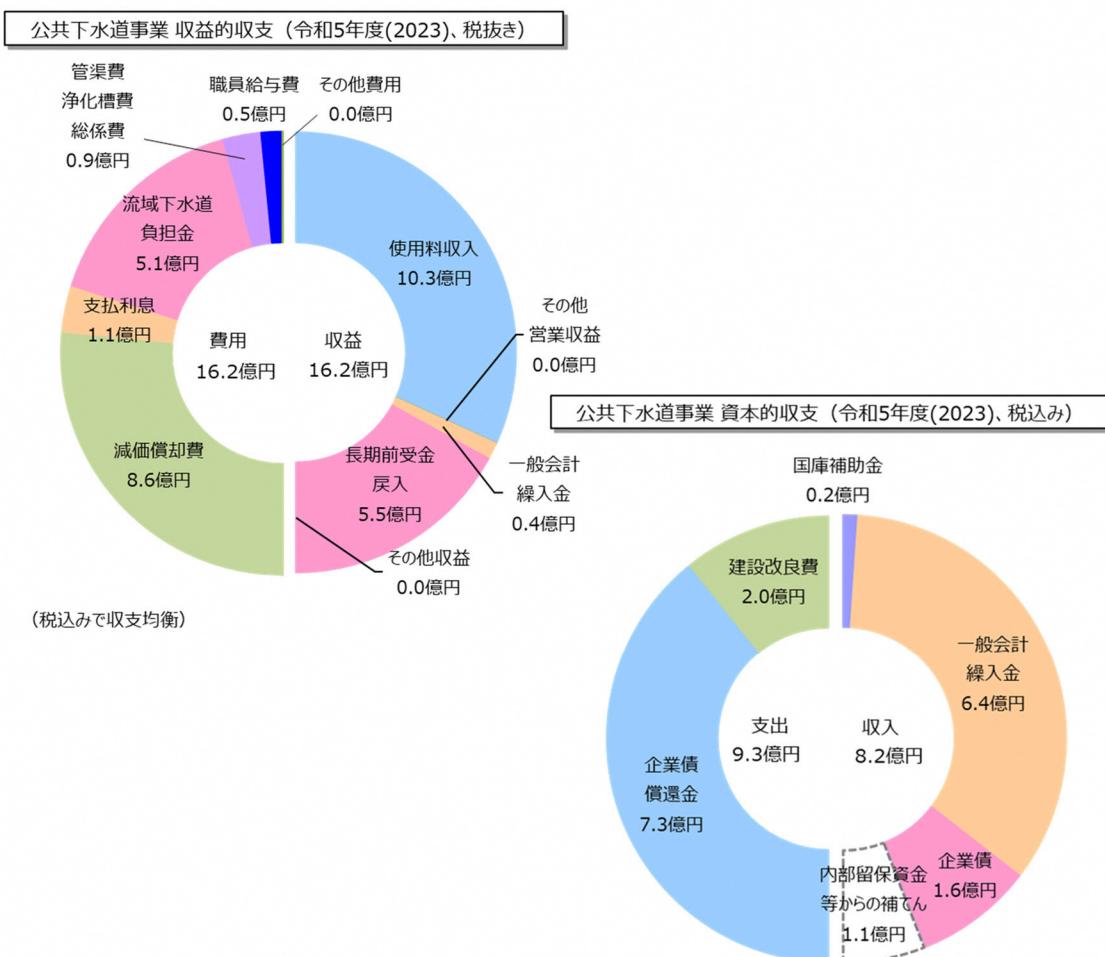
図 2.13 下水道事業会計の概要

②収益的収支と資本的収支

本市の下水道事業会計は、前述のとおり平成30年度（2018）から地方公営企業法を適用し、それまでの官庁会計から公営企業会計に移行しました。

公共下水道事業の令和5年度（2023）の収益的収支（税抜き）は、図2.14に示すとおり、収益的収入が16.2億円、収益的支出が16.2億円であり、下水道使用料収入は収入の64%となっています。収益的支出は減価償却費が半分以上を占め、次に流域下水道負担金が31%を占めています。

公共下水道事業の資本的収支（税込み）は、収入が8.2億円、支出が9.3億円となっており、不足額については、内部留保資金等から補てんすることで収支のバランスをとっています（図2.14参照）。



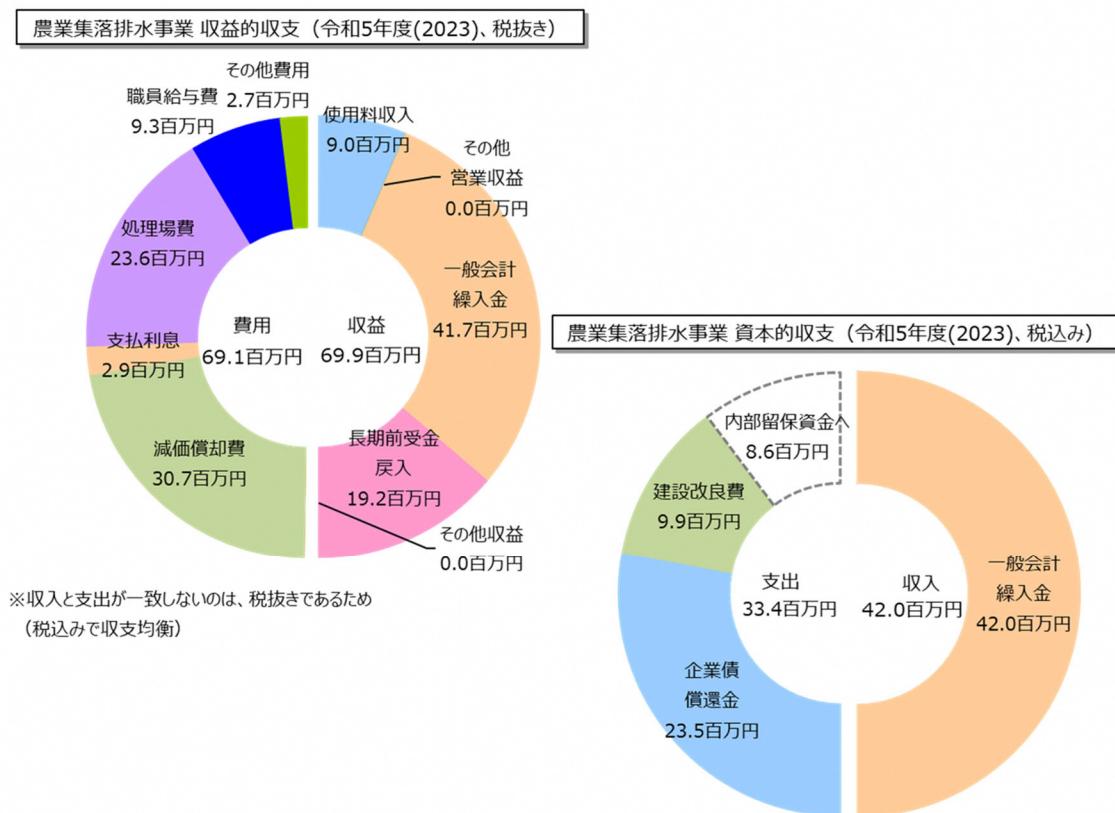
（出典）令和5年度（2023）決算書

図 2.14 公共下水道事業 収益的収支と資本的収支

農業集落排水事業の令和5年度（2023）の収益的収支（税抜き）は、図2.15に示すとおり、収益的収入が69.9百万円、収益的支出が69.1百万円であり、使用料収入は収入の13%となっています。収益的支出は減価償却費が44%、処理場費が34%を占めています。収支不足については一般会計から繰入れることによって、収支のバランスをとっています。

農業集落排水事業の資本的収支（税込み）は、収入が42.0百万円、支出が33.4百万円となっています（図2.15参照）。

農業集落排水事業では、3地区の処理場があるため、費用が大きく使用料で賄えない状況であり、さらに今後は処理施設等の改築・更新も必要となってきます。そのような背景から、平成30年度（2018）に農業集落排水施設の機能診断を実施し、施設の設備についての現状把握を行いました。今後は農業集落排水事業の最適化構想・再編計画の検討を行い、汚水処理事業全体の効率化を目指す必要があります。



（出典）平成5年度（2023）決算書

図 2.15 農業集落排水事業 収益的収支と資本的収支

③財政収支の問題点

公営企業である下水道事業は、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく、いわゆる「独立採算」が原則です。

また、下水道事業に係る経費は、「雨水」に関するものは公費（一般会計）、「汚水」に関するものは私費（使用料）で負担することが原則となっています。

ただし、汚水処理費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や、公的な便益が認められる分流式下水道に要する経費の一部などは、一般会計からの基準内繰入金が充てられます。

本市では、汚水処理費を使用料で賄えず不足分を一般会計からの基準外繰入金で補てんしていたため、令和2年度（2020）に使用料の改定を行いましたが、昨今の汚水処理に要する経費の高騰などにより汚水処理費を使用料で賄えなくなることから、使用料の改定について早急に検討が必要となります。

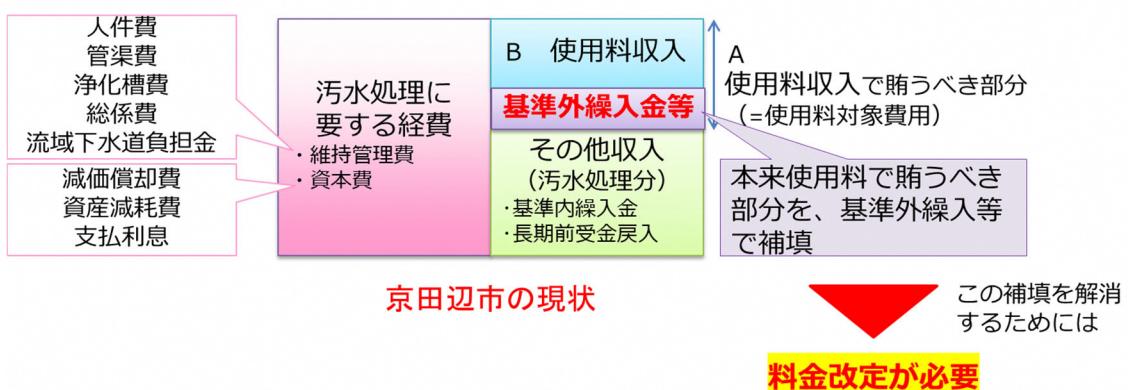
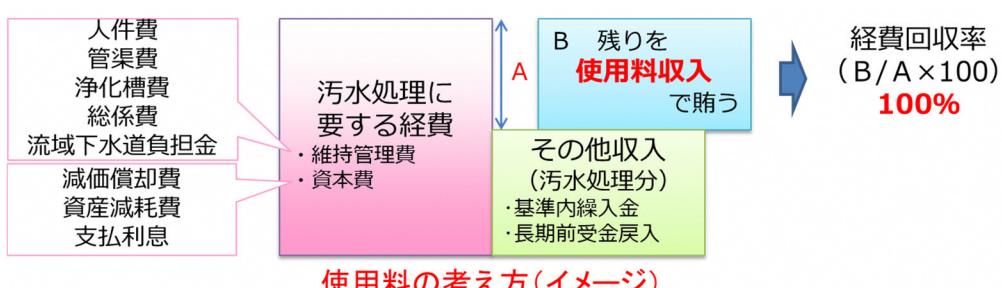


図 2.16 下水道使用料の考え方と京田辺市の現状

5 組織

職員数は、事務事業の減少に伴い、近年減少傾向を示しています。

令和6年度（2024）の職員数は、事務職員が5名と技術職員が5名の10名体制となっています。

技術職員が減少傾向にあり、経験豊富な技術職員の退職により技術力の低下やさらに施設の改築更新をはじめ維持管理業務の増加に対応する職員の不足が懸念されます。

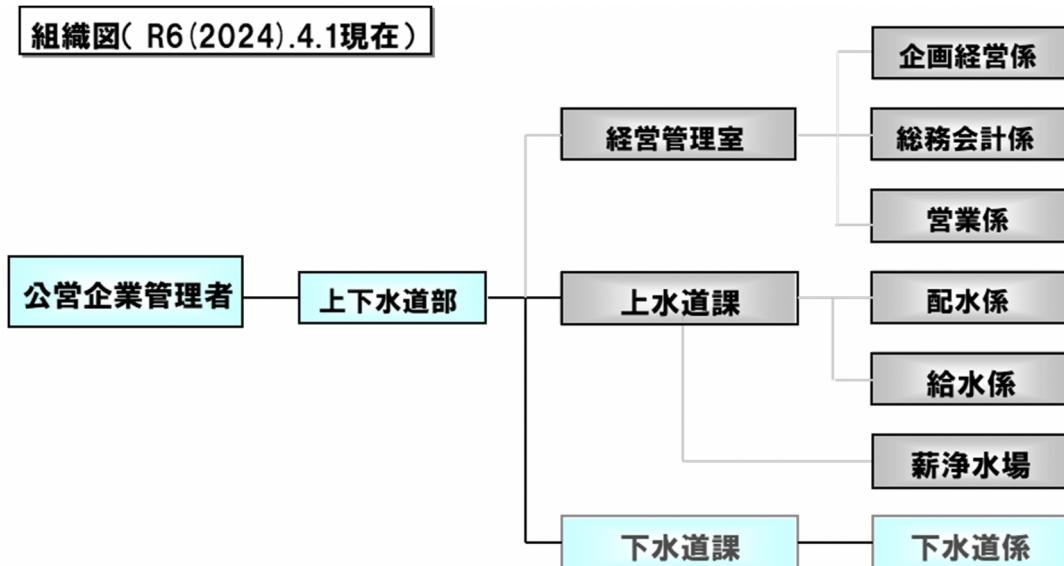
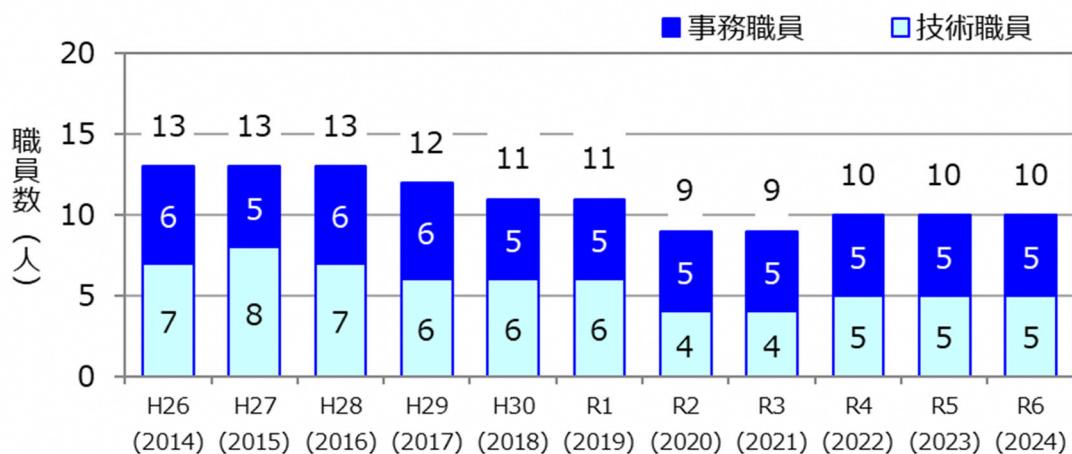


図 2.17 京田辺市上下水道部組織図〔令和6年（2024）4月1日〕



※会計年度任用職員を除く

（出典）京田辺市上下水道部

図 2.18 下水道職員数の推移

6 経営比較分析

本市の経営状況について、毎年公表している「経営比較分析表」（本経営戦略策定時点の最新は令和5年度（2023））の経営指標を用いて分析を行います。下水道事業では、公共下水道・農業集落排水の事業別に経営指標を算定し、処理区域内人口や供用開始年数が同程度の全国の類似事業体の平均との比較を行います。

また、本市の下水道事業（公共下水道・農業集落排水事業）の会計は、平成30年度（2018）から地方公営企業法を適用し、それまでの官庁会計から公営企業会計に移行しました。官庁会計と公営企業会計では考え方の異なる経営指標が多いことから、ここでは公営企業会計へ移行した平成30年度（2018）から令和5年度（2023）までの経営指標を示します。

（1）公共下水道事業

「経常収支比率」は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。「経常収支比率」は平成30年度（2018）からの6年間で概ね100%です。

「企業債残高対事業規模比率」は使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。平成30年度（2018）の「企業債残高対事業規模比率」は1,152.95%でしたが、令和2年度（2020）から減少し始め、令和5年度（2023）には618.93%と類似団体と同レベルになっています。

有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用である「汚水処理原価」は、流域下水道により汚水処理を効率的に行っていることから類似団体平均よりも安価な状況が続いている。

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標である「経費回収率」は、平成30度（2018）は80.42%でしたが、令和2年度（2020）に使用料の改定（令和3年度7月1日施行）を行った結果、令和3年度（2022）以降上昇し、令和5年度（2023）で107.03%となっています。

処理区域内人口のうち、実際に公共下水道に接続し水洗化している人口の割合を示す「水洗化率」は、令和5年度（2023）は97.31%であり、微増となっています。

なお、処理場の処理能力に対する処理水量の割合を示す「施設利用率」については、本市公共下水道は流域下水道に接続しており、市では処理場を設置していないため、計上されていません。



グラフ凡例

- 京田辺市値（当該値）
- 類似団体平均値（平均値）
- 【 】令和4年度全国平均

(出典) 京都府公営企業経営比較分析表に令和5年度(2023)を追記

図 2.19 公共下水道 経営指標

(2) 農業集落排水事業

「経常収支比率」は、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息等の費用をどの程度賄えているかを表す指標です。農業集落排水事業の令和5年度（2023）の「経常収支比率」は101.05%で、概ね100%で推移しています。しかし、処理区域内人口の減少に伴い、使用料収入は減少しており、一般会計繰入金に依存する状況が続いている。

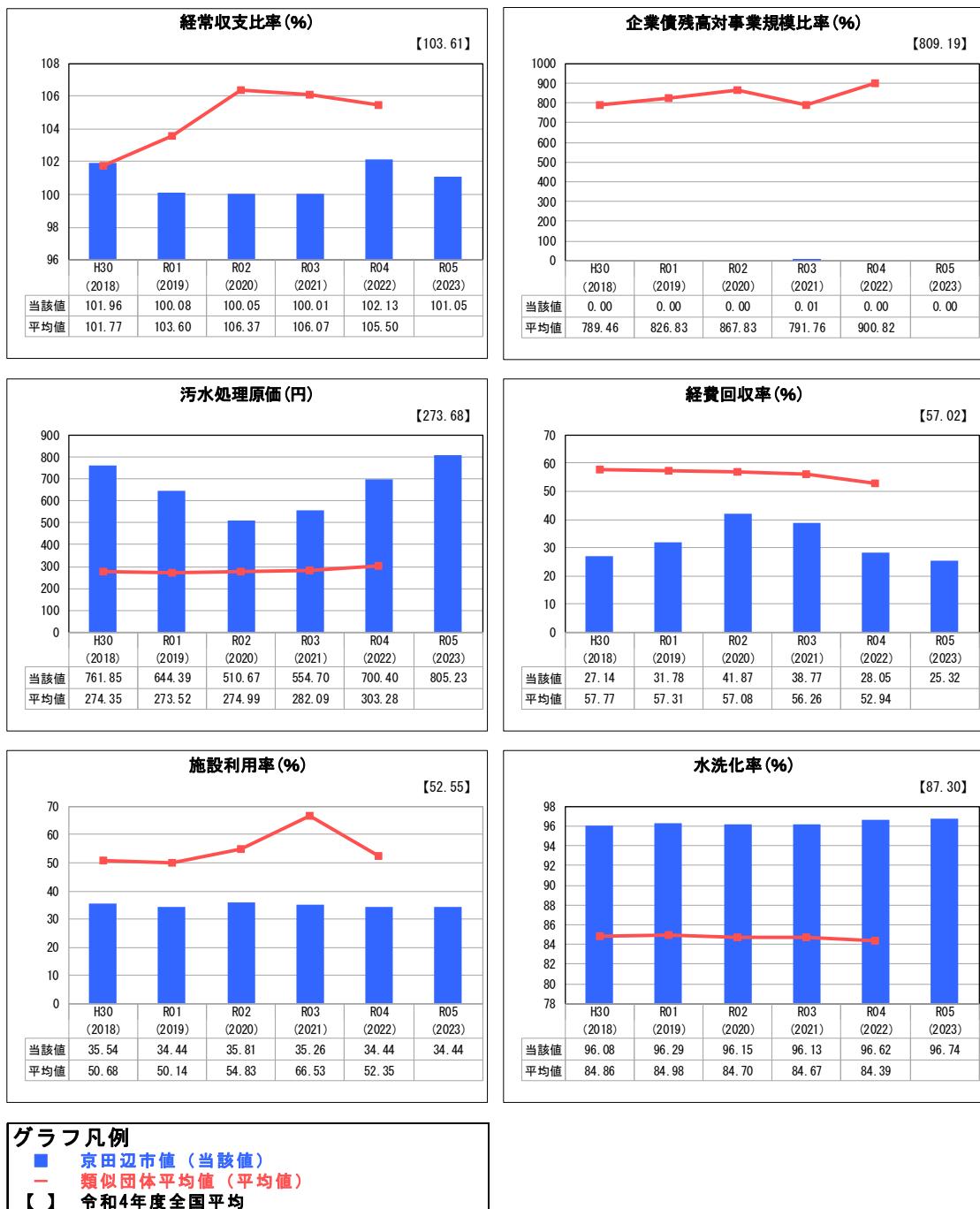
「企業債残高対事業規模比率」は使用料収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。令和5年度（2023）の「企業債残高対事業規模比率」は繰出基準の精査に伴い0%となりますが、実際には企業債残高は残っています。事業の完了に伴い企業債残高のピークは過ぎたものの依然として、経営上の大変な負担となっています。

有収水量1m³あたりの汚水処理に要した費用である「汚水処理原価」は、令和5年度（2023）は805.23円であり、類似団体より高くなっています。

使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標である「経費回収率」は、令和5年度（2023）は25.32%で、類似団体の平均値の半分となっています。依然として使用料単価が安価であることから必要経費を使用料収入で賄えない状況が続いている。

処理場の処理能力に対する処理水量の割合を示す「施設利用率」は、令和5年度（2023）は34.44%で、処理区域内人口の減少に伴う汚水量の減少により平成30年度から1.10ポイント悪化しました。施設が過大で効率的に利用していない状況が続いている。

処理区域内人口のうち、実際に農業集落排水に接続し水洗化している人口の割合を示す「水洗化率」は、令和5年度（2023）は96.74%であり、この5年間の変化は小さいです。また、類似団体の平均値に比べ10ポイント以上高いことがわかります。



(出典) 京都府公営企業経営比較分析表に令和5年度(2023)を追記

図 2.20 農業集落排水 経営指標

7 課題のまとめ

現状を分析した結果、本市の現状にある課題が浮き彫りになりました（表 2.9 参照）。これらの課題は投資、財源及び人材という 3 つの要素に分けることができます。

お金（財源）があっても人（人材）がいなければ資産の更新（投資）が進まないよう、経営を持続するためには、これらの 3 つの要素のバランスが重要となってきます。

そこで、本計画では、表 2.9 に示す課題を踏まえた上で、計画期間（令和 11 年度（2029））までの投資・財政計画を策定するとともに、効率化・経営健全化に向けた取組方針について、検討を行うこととします。

表 2.9 本市下水道事業の課題

本市下水道事業の課題
① 老朽設備や老朽管の改築・更新（投資）
② 施設や管路の耐震化（投資）
③ 効率的な資産管理（投資）
④ 財源の確保（財源）
⑤ 使用料体系などの見直し（財源）→目標達成
⑥ 技術者の確保（人材）
⑦ 柔軟な組織機構への検討（人材）
⑧ 水洗化率の向上（財源）
⑨ 浸入水対策（投資）
⑩ 下水道整備困難地区の検討（投資）
⑪ 農業集落排水事業の効率化（投資）

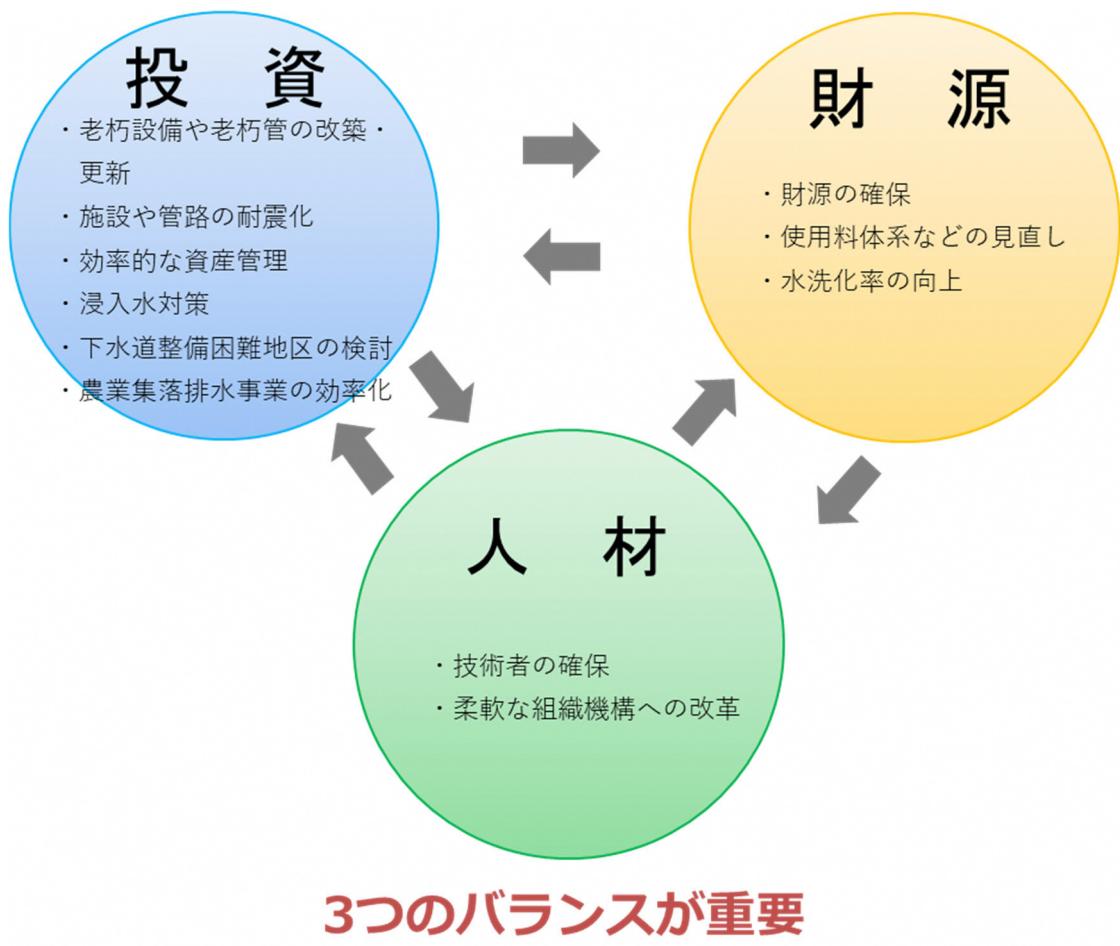


図 2.21 経営を継続するために必要な 3 つの要素

第3章 経営戦略の基本方針

1 下水道ビジョンにおける将来像と目標

本市下水道ビジョンでは、“故郷の水”として市民に愛される下水道をめざし、たゆまぬ努力を続けていく意志を示すものとして、将来像（50年先のあるべき姿）を『未来へうけつぐ故郷の水』としています。

この将来像を踏まえて、下水道ビジョンの目標年次にあたる令和11年度（2029）までに目指す水準として、『快適』、『安定』、『持続』の視点から、3つの大きな柱で目標を設定しています（図3.1参照）。

快適

快適な

暮らしを支える下水道

安定

いつでも

使える下水道

平常時に限らず、地震等の非常時も含めて、“いつでも”下水道を使えるよう、老朽設備や老朽管路の改築・更新にあわせて耐震性を強化します。

また、適切な被害想定に基づく防災・減災を推進し、災害に強い下水道をめざします。

持続

いつまでも

使いづけられる下水道

今後予想される人口減少社会において、“いつまでも”下水道を“使いづけられる”ことをめざし、健全経営に向けた取り組みに努めます。

図3.1 本市下水道ビジョンにおける3つの目標

さらに、3つの目標を実現するための施策として、図3.2に示す11の実施方策を行うこととしています。

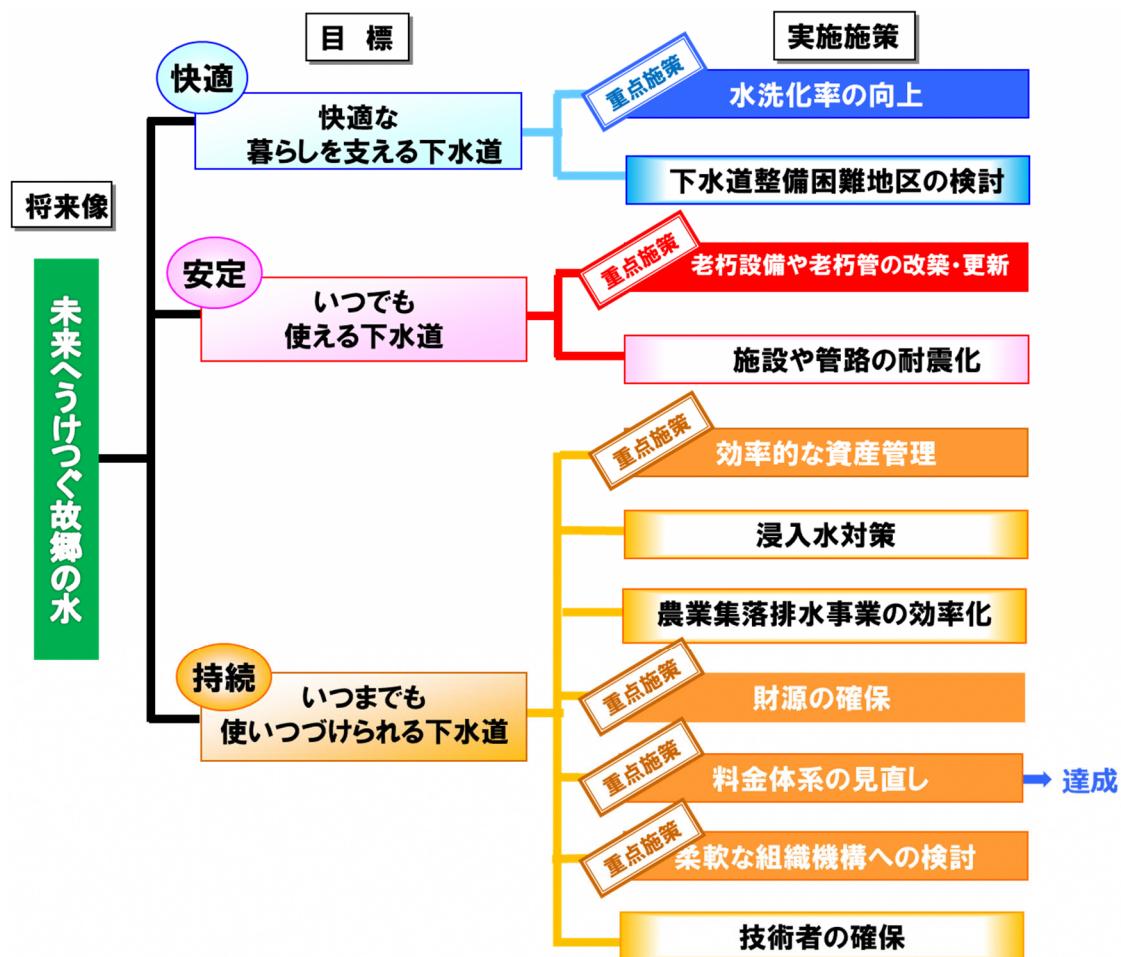


図 3.2 本市下水道ビジョンの施策体系図

2 基本理念及び基本方針

本経営戦略においても、下水道ビジョンで定められた将来像を基本理念として位置づけ、下水道ビジョンの目標、実施施策を踏まえ、図 3.3 に示す基本方針で事業運営を行っていきます。

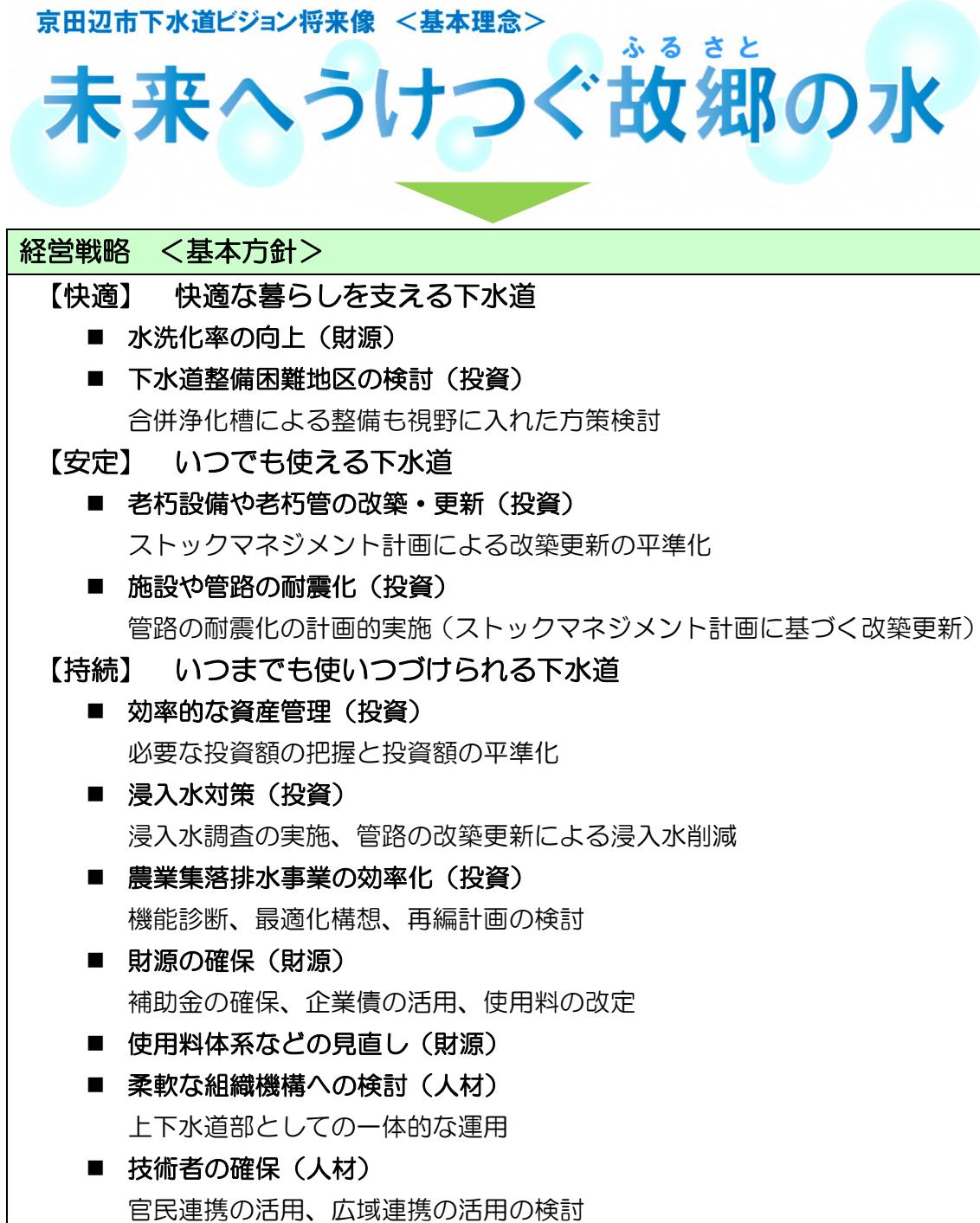


図 3.3 本経営戦略の基本理念と基本方針

第4章 投資計画

第3章で示した基本方針に基づき、投資の合理化をめざした「投資計画」を策定します。

1 投資計画の方針

投資計画の策定においては、基本方針に基づき以下の施設整備の施策にまとめ、年度ごとに発生する投資額（事業費）をできる限り平準化します。

投資計画は今後 50 年を見据えて検討し、計画期間である令和 2～11 年度（2020～2029）について評価します。

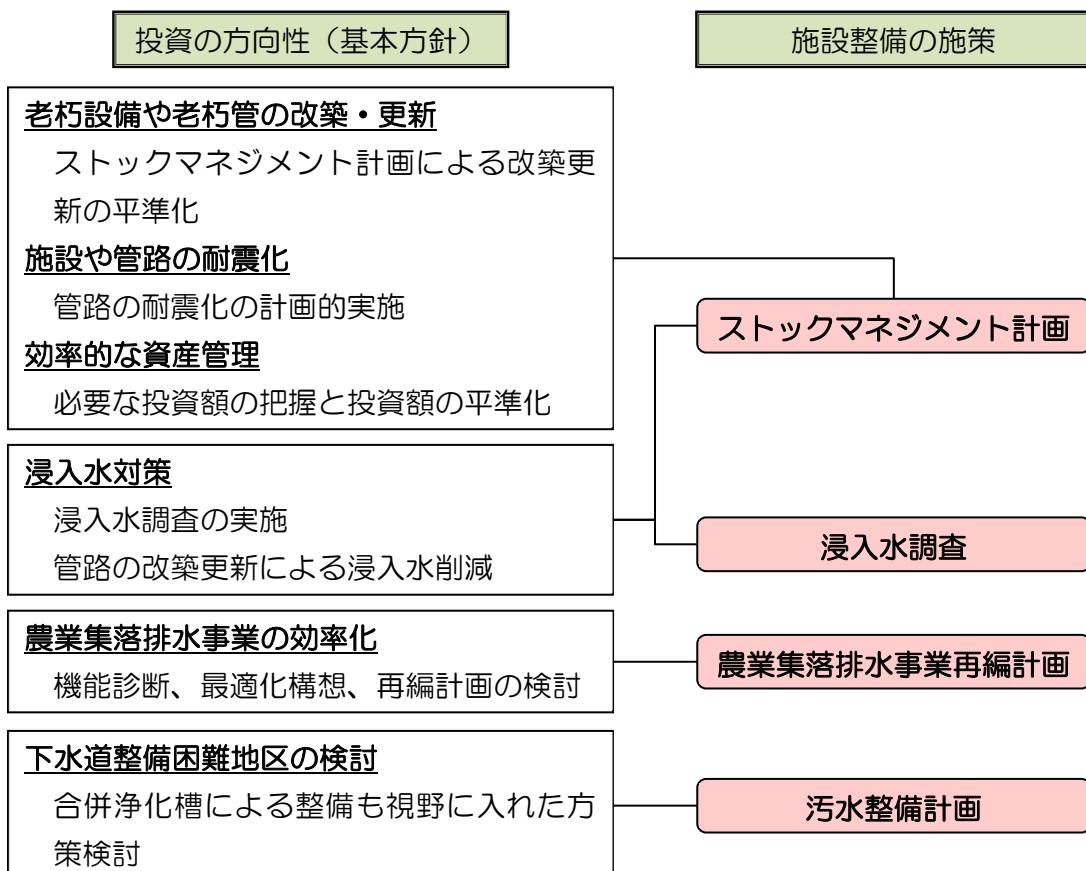


図 4.1 基本方針と施設整備の施策

なお、令和 5 年度（2023）は決算値、令和 6 年度（2024）以降は設定値（計画値）を計上します。